

～ 国際研修 ～

2009年度法総研・ベトナム最高人民検察院交換プログラム¹

国際協力部教官

森 永 太 郎

第1 背景等

法務総合研究所とベトナム社会主義共和国最高人民検察院（Supreme People's Prosecution Office² of the Socialist Republic of Viet Nam, 以下「SPP」と略称する）との専門家交換プログラムは、SPP次長検事のクアッ・ヴァン・ガー博士の発案で2000年に始まり、今回で10回目となった。両国の法制度に関する最新情報の交換と具体的な制度研究を目的とする本交換プログラムにおいては、例年1回ずつ相互に専門家1～2名を派遣し合い、それぞれ「日本セッション」と「ベトナムセッション」を実施していたが、2009年度は、諸般の事情により日本セッションのみを実施することとし、期間も5日間と、従来よりも短いものとした。

本交換プログラムは、法務総合研究所にとって少なからぬ意義をもっている。法務総合研究所は、1994年以来、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力しつつ、ベトナムに対する法整備支援活動を推進してきており、現在もベトナムではJICAの法・司法制度改革支援プロジェクトが進行中であって、法務総合研究所からもJICA長期専門家として検事2名が派遣されているが、このようなJICAプロジェクトを通じた交流とは別に、法務総合研究所が本交換プログラムを通じてSPPと独自のパイプを持つことにより、ベトナムに対する法整備支援活動をより円滑かつ効果的に実施することが可能になっている。というのは、本交換プログラムにおいては、いわば検察同士の意見・情報交換の場を設けることにより、JICAプロジェクトの活動により得られる情報を再検証することが可能となるのみならず、JICAプロジェクトでは必ずしもカバーされていない分野、あるいはJICAプロジェクトによる情報収集のみではいわば手が回らない事項についても、最新の情報をSPPの専門家から直接入手することができ、ベトナムの法制度とその運用の実情等についての知識が蓄積さ

1 本来の名称は「ベトナム司法制度共同研究」であるが、ベトナム側では「Exchange Program」で通っており、法務総合研究所でも「SPP交換プログラム」の名称で呼びならわされているので、本稿ではこの名称を使用することとする。

2 従来、最高人民検察院は「Supreme People's Procuracy」という英文表記を使用しており、現在でもこの表現は各所で見られるが、近年レターヘッドや名刺などでは、「Supreme People's Prosecution Office」を使用するようになってきている。元々、「Procuracy」という語は英語として存在するかどうかとも怪しく、主として社会主義圏において旧ソビエト型の検察院を示す語として用いられてきたようである。近年、ベトナム検察院は、旧ソビエト型の検察院システムから脱却する動きを見せており、この英文表記の変更も、このような変化を形式面でも表しているようで興味深い。

れるからである³。これまでに法務総合研究所国際協力部に蓄積されているベトナム関連の情報、特に検察・刑事訴訟に関する重要な情報の多くは、本交換プログラムによって得られたものである。また、本交換プログラムによってもたらされた情報は、これらを蓄積・分析することにより、ベトナム以外の国々、特にベトナムと類似した法制度・法文化を持つラオス・中国等の社会主義国あるいはウズベキスタン等の体制移行国に対する法整備支援活動をする際にも極めて重要な参考となるものである。

第2 ベトナム検察院を取り巻く現在の状況

既に本誌でも何度か取り上げているとおり、ベトナムは現在、2005年に共産党中央委員会政治局が採択した同年第48号決議（「法制度整備戦略」）及び同年第49号決議（「司法改革戦略」）に基づき大掛かりな法・司法制度改革の最中にある。ベトナム検察院は、2002年までは旧ソビエト型の「全体検察⁴」の制度を維持してきたが、2001年末の憲法一部改正とこれに伴う2002年の検察院組織法等の関連法規の改正により、行政検察権限を手放し、公訴権行使と司法検察に専念することとなった。上記両決議の下、2010年までは現体制を維持することとなつてはいるものの、検察院は、当事者主義的観点を取り入れようとする刑事司法制度の変革の中で、さらなる変貌を遂げることを余儀なくされている。検察院の地位と役割についてはベトナム国内においても激しい議論があり、従来の司法検察を中心とした役割を維持すべきであるとする守旧派的な考え（さらには、2002年以前の「全体検察」に戻るべきであるとする議論もある）から、もはや行政府に所属させ、日本あるいは英米的な刑事訴追機関に特化すべきであるとする主張（政府側、特に司法省等に見られる意見である⁵）まで、様々な議論が展開されており、今後検察院がどのような方向に向かうのかは、現時点では予断を許さない。

また、いずれにしろ検察院の重要な職務分野である刑事訴追・公訴遂行に関しては、従来の職権主義的訴訟構造がもたらす問題点が意識されるようになっており、全面的に当事者主義化すべきである旨の主張は少数派にとどまるものの、職権主義を維持しつつも当事者主義・弾劾主義的要素を取り入れる方向で検討が重ねられており、これに伴う検察官の役割、職務の変化への対応を迫られる状況となっている。今回の交換プログラムは、このようないわば変革期にあるベトナムSPPから、ベテランの検察官1名と法律専門官1名を迎

3 本交換プログラムのもう一つの利点として、少人数の専門家同士が文字どおり膝詰めで協議を行うことが挙げられる。これにより、規模の大きなプロジェクト活動等ではなかなか聞くことのできないベトナム側の「本音」が聞けることもあり、このことが、ベトナムの法制度の実情をより深く理解することに大きく役立っている。

4 「一般検察」とも言うようである。社会主義法研究の世界では「一般監督」として知られる制度である。日本では耳慣れない表現であるが、社会主義国の検察は、国会直属の独立機関であり、刑事訴追機関としての役割よりも、いわば「国家監察官」としての役割のほうが強い。要するにあらゆる国家活動の適法性を監査するのが任務であり、2002年以前はベトナムの検察院も行政検察、すなわち行政府の行為の適法性を監査する権限を持っていた。同年以降、行政監察権限は政府内に設置された「国家監察院」に移された。

5 2008年の交換プログラムで来日した前記ガー次長検事の話によれば「グエン・タン・ズン首相から、直接『こっち（行政府）に来いよ』と誘われたことがある」とのことであった。しかし、現時点では、検察院の行政府からの独立性を廃し、行政府、特に司法省の管轄化に置くという議論には反対が多いようである。

えて実施することとなった。

第3 2009年度日本セッションのテーマ設定とプログラムの構成

従来から、本交換プログラムの主要な目的として、双方の法・司法制度に関する最新情報の交換があり、今回もこれには十分な時間を割くこととした。日本とベトナムは奇しくも同時期にそれぞれ自国の司法制度の大改革に取り組んでおり、いずれにとっても相手方の制度改革の進捗状況は関心の高いところである。今回のセッションでは、事前にSPP側と連絡を取り合って協議し、ベトナム側からは、近時行われた刑法改正の概要と、近く行われるであろう、刑事訴訟法及び検察院組織法の改正に向けた議論の動向について発表してもらい、日本側からは、司法制度改革の進捗状況の中でも、特に2009年度に実際に開始した裁判員制度の実施状況を中心に刑事司法改革に焦点を当てて最新情報を提供することとした。また、ベトナム側としては、現在の職権主義的な訴訟に当事者主義的要素をどの程度取り入れるべきかが大きな関心事となっていることから、実際に当事者主義的な訴訟構造を採る公判がどのようなものであるかを見聞してもらうため、東京地方裁判所の協力を得て、刑事裁判の傍聴と裁判官による解説もプログラムに取り入れることとした。

第4 セッションの概要

1 招へい専門家のプロフィール

今回の日本セッションに参加したベトナム側専門家は次のお二方である。

(1) SPP経済・職務関連事件部検事

クオン・ティ・ミン・ハン氏 (Ms. Khuong Thi Minh Hang)

ハン検事は、1987年にSPPハノイ検察訓練校（現在の検察大学校ハノイ校）を卒業後、ギアビン県人民検察院職員に採用され、その後、ビンディン省人民検察院検事となり、1990年にSPPに配属され、以後、11年に及ぶ民事部勤務を経て2005年から現職にあるSPP検事である。民事部経験が長いため、どちらかという民事事件裁判監督が得意分野ではあるものの、現在では経済・職務関連事件部⁶の検事として、複雑な経済犯罪事件なども手がけているとのことであった。

(2) SPP行政・経済・労働関連事件部上席法律専門官

ヴ・ティ・ホン・ヴァン (Ms. Vu Thi Hong Van)

ハン検事が実務畑の人であるのに対し、ヴァン専門官はいわば理論畑の人であると言える。ヴァン専門官は、ハノイ法科大学卒業後、1989年にSPP検察訓練校の講師に採用され、その後SPP検察理論研究所の法律専門官として10年にわたる勤務を経験した後、2005年から現職にあり、この間、ハノイ法科大学で法学修士号を、ベトナム

6 ハン検事によると、所属する「経済・職務関連事件部」(Department of Economic and Position-Related Cases)では、主として詐欺・背任などの経済関連犯罪や企業役員の不正行為をめぐる事件などを取り扱うとのことである。ここでいう「職務関連事件」とは公務員犯罪ではなく、企業役員等がその地位を利用して不正な利得をするなどの犯罪や不法行為を意味するようである。

国家大学ハノイ校法学部で法学博士号を取得している。専門は経済法である。本人の話によれば、このような理論畑の職員でも、検察実務を経験しないということはなく、訓練校講師時代に1年ほどは実務に携わったことがあるが、やはり教育と研究が主な職務であったとのことである。ベトナム検察院では、実務を取り扱う検事のほか、検事を法律理論面でサポートするこのような法律専門官⁷も数多く勤務しており、地位は検事のそれと変わらないそうである。

2 日程・プログラム内容

日程等については別添日程表を参照されたい。時間の制約があったため、若干の表敬訪問と刑事裁判傍聴をしてもらう以外には、相互の情報提供に終始し、ベトナム側発表としては、ハン検事から、近時行われた刑法改正の主要な内容のほか、来るべき刑事訴訟法改正の論点について詳しい解説があったほか、ヴァン上席専門官から、ベトナムの司法制度改革の方向性に沿った検察院組織法改正の主眼点について説明があった。日本側からは、日本の司法制度改革に関する最新情報として、最高検察庁稲葉一生検事による裁判員裁判の実情及び公判前整理手続の実際についての講義を行った。



実質約3日間という短いセッションであったが、それだけに内容は濃いものとなった。両招へい専門家の発表内容が豊富で、時間が不足したため、2日目のセッションの時間をいずれも延長した上、4日目午前中に予定していた日本の刑事訴訟制度の説明は省略し、その時間を使ってベトナム側の発表を続けてもらうこととした。また、4日目の午後も、両招へい専門家から多くの質問が出されたこともあって、時間を延長して行った。

3 ベトナム側発表の要旨

(1) 「刑法修正補充法⁸の内容について」(ハン検事)

刑法修正補充法は、2009年6月19日に第12国会第5会期において可決成立し、同月29日に公布された法律で、2010年1月1日に発効する。現行の1999年刑法の一部を修正するもので、現状に鑑みた応急措置法的な性格を有する。刑法の全面改正は、2012年以降に予定されている。

改正規模は、47か条の改正、1か条の廃止、そして16か条の新条文の追加であり、改正の要点は、①人道的見地からの死刑を最高刑とする罪種の削減、②ある種の行為の非犯罪化、そして③財産罪侵害行為等において刑事罰を科す損害額水準の引き上げ

7 SPPにおける法律専門官の役割については突っ込んだ議論をしたわけではないので、正確なところは分からないが、わが国で言えば、最高裁判所の調査官のような役割を果たしているのではないかと考えられる。

8 原語を厳密に訳すと「刑法のいくつかの条項を改正・追加する法律」となるが、ここでは短く「刑法修正補充法」ということとする。

である。

①については、刑法典中法定刑に死刑が規定されている罪種は29種あるが、このうち強姦、詐欺、密輸、貨幣等偽造、組織的麻薬不正使用、航空機・船舶奪取、贈賄及び軍用火器等損壊の8種類について死刑を廃止した。②については、麻薬不正使用、違法海外残留、著作権・工業所有権侵害行為の一部、環境破壊・汚染行為の一部で既に行政処分を受けているもの、公共安全・秩序破壊行為の一部で既には行政処分を受けているものなどについては刑法典から外し刑事罰には服せしめないものとした。③については、損害額や利得額が一定の金額を超えないと刑事処罰の対象とならない15種類の行為について、非犯罪化はしないものの、基準額を引き上げ、軽微なものを刑事罰の対象から外すこととした。

(2) 「刑事訴訟法改正の方向性について」(ハン検事)

刑事訴訟法については、2008年1月23日の国会常任委員会決議により、SPP代表者を委員長とし、最高人民裁判所、公安省、国防省、司法省及び祖国戦線中央委員会の各代表者を委員とする編纂委員会が組織され、全面的な改正へ向けて作業が始まっているが、未だ作業は著に着いたばかりであり、主要論点についての比較法的な研究



をしている最中である。検察院組織法改正へ向けた作業と平行して行われているが、全面的かつ根本的な改正を目指していて、改正の方向性によっては憲法の一部修正を必要とする可能性もあるため、短期間の作業では終わらない⁹。論点は多岐にわたるが、共産党中央委員会政治局2005年第49号決議の趣旨に沿って、糺問主義的な訴訟構造を基本としながら、弾劾主義の利点を選択的に取り入れ、刑事公判の質の向上を目指すという基本方針は明確になっている。そのほか、重要論点として議論の対象となっているのは、①無罪推定原則の徹底、②単独裁判の可否、③捜査機関、検察院、裁判所の機能分担の見直し、④鑑定手続の合理化・明確化、⑤訴訟行為に関する期間制限の見直し、⑥証拠概念の明確化と弁護人による証拠収集手段の強化、⑦勾留の制限及び勾留状発布権限の所在¹⁰の検討、⑧第一審における弁論の活性化、⑨簡易手続の見直しと適用範囲の拡充、及び⑩刑事関係の司法共助、犯罪人引渡しなどの制度の拡

9 ハノイで活動しているJICAベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトからの情報では、この刑事訴訟法改正については、2011年の共産党大会を経なければ最終的な方向は定まらず、早くても改正法が成立するのは2012年以降になると思われるとのことである。

10 ベトナムの現行制度では、捜査段階の勾留には裁判所は関与せず、捜査機関自らが勾留状を発布し、検察院が審査の上、これに承認を与えるというシステムとなっている。糺問主義のベトナムでは、刑事手続は捜査機関→検察院→裁判所と段階を踏んで引き継がれるものであり、裁判所がいわば最終捜査官兼判断者であるため、全過程にわたって適法性監査の任務を負い、第三者的な客観性をもっている検察院が、手続的適性を確保する機関として、捜査段階の勾留についての承認権限を持っていることはあながち不自然なことではない。

充などである。

(3) 「司法改革戦略に沿った人民検察院組織法の改正について」(ヴァン上席専門官)

人民検察院の地位と役割については現在議論が続いており、一部には、従来の国会直属の監察機関たる地位を変更し、英米や日本のように政府に所属せしめるべきであるという議論もあるが、SPPとしては、49号決議を踏まえ、伝統的な検察院制度を維持しつつ各検察院の機能強化に資する方向での改正を目指している。主要論点としては、①検察院・検察官の公訴機関としての機能強化と権限の明確化、②司法活動監察(司法検察)権限の強化と明確化及び一般監察機関的性格を有する国会司法委員会の機能との住み分けの明確化、③刑事訴訟以外の訴訟についての検察官の機能・権限の拡大、④刑事判決・民事判決の執行についての監督権限の明確化、⑤地方政権からの実質的な独立の確保、⑥裁判所体系の再編成にともなう検察院体系の再編成¹¹と捜査機関の体制との整合性の確保、⑦軍事検察院組織法の検察院組織法への取り込み、⑧検察官の等級の見直し、及び⑨現在既に検察院が取り扱っている司法共助、刑事補償、犯罪統計整備などの活動の法的根拠の組織法への取り込みなどである。

このうち、刑事訴訟以外の訴訟についての検察官の機能・権限の拡大は、現行の民事訴訟法などとは異なった方向を目指すものとなる。つまり、民事訴訟等における検察官の監督機能の復活であり、ベトナムの司法制度にとっては後退ではないか、との疑問もあろう。しかし、2004年の民事訴訟法制定以来、検察院が民事訴訟への関与を大幅に減らしたところ、民事裁判における誤判が相次ぎ、監督審件数が増えたという現実がある。やはり、民事訴訟においても、検察官が監督していないと適正な裁判が行われないことが実証されたのである。そのため、検察官による民事裁判監督の復活が議論されているのである。

第5 所感

個人的なことで恐縮であるが、筆者は2004年5月から2007年3月までの3年弱の間、ベトナムにおいてJICA法整備支援プロジェクトの長期専門家として勤務した経験がある。今回この交換プログラムを担当してみて、当時に比べると、SPPにおける刑事訴訟法及び検察院

11 ベトナムの裁判所体系は、上から最高人民裁判所裁判官評議会、同監督審裁判所(刑事部、民事部、経済部、行政部、労働部)、同控訴審裁判所、省級人民裁判所、県級人民裁判所となっており、二審制であるため、省級裁判所を一審とする事件の控訴審は最高人民裁判所控訴裁判所で行っている。最高人民裁判所裁判官評議会と同監督審裁判所はいずれも監督審(社会主義国にみられる、確定判決に法適用上の誤りが発見された場合に裁判所又は検察院の長の申し立てにより開始される裁判。フランスの破毀院制度に淵源があるとされる)裁判所であり、確定前の判決を取り扱う控訴裁判所とは性格が異なる。ベトナムでは現在、これらの裁判所のうちの、最高人民裁判所控訴裁判所(ハノイ・ダナン・ホーチミンの3か所にある)を最高人民裁判所から切り離れた上で5~6か所に増やし、行政区画にとらわれずに全土に配置する一方、最高人民裁判所を監督審裁判所に特化することが計画されている。検察院体系の再編成とは、このような裁判所の体系再編成に合わせて控訴裁判所に対応する検察院を創設しようとするものである。この改革案には、行政区画に縛られない独自のいわば「司法管区」とでもいうべき区割りを実現することにより、現在もなお裁判官・検察官の選任に実質上大きな発言力を有する地方人民委員会や地方の共産党の影響力を弱め、司法を地方政治・行政の影響から実質的にも開放しようという狙いも含まれている。

組織法に向けた議論が格段に深化していることに、改めてベトナムの司法制度改革のダイナミズムを感じさせられた。招へい専門家らに取り上げていて主要論点の多くは、筆者が勤務していた当時から問題とされていたものであったが、個々の論点についての考察・議論が当時とは比べものにならないほど深まっている。例えば、糺問主義的訴訟への弾劾主義的要素の取り込みという点一つをとってみても、当時は、当事者主義・弾劾主義とは、「法廷で検察官と弁護人が論争をすること」としか捉えられておらず、ややもすると、法廷での論争を活発にすればよいとばかりに、「裁判所は時間がないことを理由に弁論を制止してはならない」などという規定を盛り込むことをもって当事者主義を取り入れたことになる、というような議論がまかり通っていたものが、現在では武器対等の当事者間の攻撃と防御を主軸とした対審構造によって真実を浮かび上がらせ、公平な第三者たる裁判所が判断を下すというシステムこそが当事者主義・弾劾主義であり、これを取り入れるのであれば弁護人の地位強化や、検察官の公訴機関への特化、勾留権限の裁判所への委譲などが必要であることは理解されるに至っている。そして、その上で、糺問主義を維持しつつ、その特質・利点を損なわない範囲で弾劾主義の利点を取り入れるにはどのようにしたらよいかという方向に議論は進んでおり、健全な方向に向かっているといえよう。

また、行政のくびきから司法を開放する目的で、あえて行政区画には拘束されず、司法独自の管轄区を持つ控訴裁判所を設置しようとする試みや、県級裁判所の統廃合の案が浮上していることなどは司法の独立という観点から肯定的に評価できるのではないかと思われる。

しかし、その一方で、両招へい専門家の話を聞けば聞くほど、ベトナムの刑事法、刑事手続、検察院制度などの改革改善にはまだまだ紆余曲折があろうことを予感せざるを得ない。ヴァン上席専門官が主張していた、「民事訴訟への検察官の関与を減らしたとたんに誤判が増えた、だからやはり検察院が民事訴訟もきちんと監督しなければならない」などという発想はやはり、裁判所を司法の中核として発展させることを目論んでいる49号決議、すなわち司法改革戦略の趣旨からすれば、後退であるという評価は免れないであろう。さらに、勾留権限を裁判所に委譲することが妥当か否かという論点が浮かび上がってきたこと自体は評価に値するが、依然として検察官の大多数は、「勾留権限を裁判所に与えるなどというのはとんでもないことである」という見解のようである。

また、ハン検事が説明してくれた2009年の刑法一部改正についてみると、筆者にはこれも一種の後退のように思えてならない。無論、不必要な刑事処罰を可能な限りなくすべきことはそのとおりであり、死刑の縮減や非犯罪化というのは、ある面歓迎すべきことであろうが、ベトナムの場合には手放しでは喜べないような事情があるように思える。というのは、どうやら、これらの「非犯罪化」というのは、単純に処罰を加えない、というのではなく、「行政手続で処罰する」ということのようなのである。ベトナムには元々、軽微な違法行為は、司法手続に乗せることなく行政（要するに公安警察と人民委員会）で処罰してしまおうとする傾向がある。これは法の支配という観点から見て望ましいものとはいえない。いくら軽微な違法行為であっても、制裁を科す以上、よほどの合理的な理由のない

限り、司法判断によるべきであろう。結局、ここでの「非犯罪化」というのは、刑罰法規からは外すものの、公開裁判を必要としない、行政限りの処罰手続で済ませてしまう範囲を拡張したということであるとするならば、これは司法の後退とはいえないであろうか。

このような状況をみていると、建前の上では、前記の共産党中央委員会政治局第48号・第49号決議において、司法の中核に裁判所が据えられたとはいっても、ベトナムの司法界においては、本音の部分において、依然として抜きがたい裁判所不信が根底にあることが垣間見える。筆者としては、ハノイ勤務のころから、裁判所を育成すべきである、検察院は裁判所を検査の対象としてのみ見るのではなく、検察院ならでの知見を駆使して裁判所の発展を支えるべきである旨主張してきたが、事態は依然として必ずしも楽観できる状況ではないようである。

それでも、ベトナムの裁判所は着実に力をつけてきている。今後も一進一退ではあろうが、地道に発展していくと思われる。一方、SPPには、これまで国会直属の法律専門集団として「司法検察」の任務を担当してきた経緯から、いわば司法界の最高のブレーンが集中している。筆者としては、このようなSPPが、目先の現象にとらわれたり、機関同士の権限争いに陥ったりすることなく、長期的な展望と、ベトナム法律界のトップリーダーとしての度量を発揮して、上記共産党の両決議の精神に則り、裁判所を中心に据えた司法制度の改革に取り組んでいくことを希望してやまない。2010年代中盤には、このような取り組みが実を結び、更に洗練されたベトナム刑事司法が確立されることを期待したい。

ベトナム最高人民検察院専門家招へい日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00
10 / 19	月	来日	14:00～ オリエンテーション 15:00～ 国際協力部長との意見交換会
10 / 20	火	10:00～ 大阪高検 検事長表敬 10:30～ 大阪地検 検事正表敬	11:00～ 国際協力部の概要説明 国際協力部教官 14:00～ 招へい専門家発表
10 / 21	水	東京へ移動	14:00～ 東京地方裁判所法廷傍聴(刑事裁判)
10 / 22	木	10:00～ 法総研所長表敬	11:00～ 講義「日本の刑事手続きについて」 国際協力部教官 14:00～ 講義 最高検察庁検事
10 / 23	金	離日	